

65歳以上の皆さんへ 令和4年度介護保険料を仮算定します

介護保険料は、本人の所得や世帯の市民税の課税状況に応じて13段階に分かれます。年度当初の介護保険料は、算定の基礎となる令和3年中の所得等が確定していないため、令和2年中の所得等をもとに仮算定した金額となります。

■普通徴収の方へ(介護保険料を納付書や口座振替などで毎月納めている方)

4月上旬に、令和4年度の介護保険料(仮算定)の納付通知書を送付します。令和3年8月以降に、保険料段階が下がった場合や介護保険料の減免を受けた等の理由で特別徴収が停止した方についても、普通徴収となります。年額18万円以上の老齢・退職年金、障害年金、遺族年金を受給している方は、一定期間経過後に普通徴収から特別徴収(年金天引き)へ自動的に切り替わります。

■特別徴収の方へ(介護保険料が年金からの天引きとなっている方)

令和4年度4・6・8月の介護保険料は、令和4年2月の年金から天引きされた介護保険料と同額になります。昨年7月末に送付した保険料決定通知書に記載していますのでご確認ください。なお、令和4年4月から特別徴収を開始する方には2月中旬に4・6・8月期の介護保険料額を通知しています。

また、令和4年6月から新たに特別徴収が開始される方については、4月上旬に通知書を送付しますのでご確認ください。

■今年度新たに65歳になる方へ

本市に住民票のある65歳以上の方(資格取得日は誕生日前日)は、本市へ介護保険料を納付していただく必要があります。65歳に到達した方は、資格取得日の属する月より保険料の算定を行い、翌月上旬ごろに介護保険料納付通知書を送付します。

詳しくは、市ホームページへ。

☎区役所福祉課、介護保険課
(介護保険課 ☎328-2347)



75歳になる方へお知らせ

75歳の誕生日から「後期高齢者医療制度」へ移行します。次の①～③に注意ください。

【国民健康保険制度について】

①後期高齢者医療制度に移行する年度は、「国民健康保険料」の年金差引きができません。詳しくは、6月中旬に送付する納付通知書をご覧ください。

【後期高齢者医療制度について】

②75歳の誕生月の前月中旬に後期高齢者医療被保険者証を簡易書留郵便で送付します。届いた後期高齢者医療被保険者証は誕生日から使用できます。また、後期高齢者医療被保険者証は毎年8月に更新します。

③納付書は、75歳到達月の翌月中旬に送付します。口座振替を希望する場合、金融機関または区役所・総合出張所で手続きしてください。また、一定期間を過ぎると支払い方法が年金差引きに自動的に移行します。(国保年金課 ☎328-2290)

国民健康保険料・介護保険料の納付方法にauPAYと楽天銀行アプリが追加されます

納付書にあるバーコードをスマートフォンで読み取り、納付ができるスマホ決済に「PayPay」「LINEPay」「PayB」に加え、4月1日から「auPAY」と「楽天銀行アプリ」が追加されます。

利用するには、バーコード付きの納付書(滞納分の支払いは対象外)、アプリのダウンロードが必要です。

詳しくは、市ホームページへ。

(国保年金課 ☎328-2270)



国民年金学生納付特例制度をご存じですか

☎学生には、納付の特例制度があり、申請が承認されると、在学期間中の保険料の納付が猶予されます。☎日本の大学(院)・短大・高校・専門学校などに在学する20歳以上の学生(夜間・定時制・通信制課程の学校も含む)で、学生本人の前年所得が一定額以下の方

※一部大学(院)・専門学校は対象外
※申請をせずに保険料を未納にしておくと、事故などで障がいが残った時に障害基礎年金を受けられない場合もあります

☎年金手帳と学生証(学生であることが証明できるもの) ☎甲区役所区民課、総合出張所へ ※年度ごとに申請が必要です ☎区役所区民課
(国保年金課 ☎328-2290)

高齢者の肺炎球菌予防接種のお知らせ

☎4月1日～来年3月31日 ☎指定医療機関(市外の指定医療機関以外で接種する場合は、事前に手続きが必要)

☎高齢者の成人用肺炎球菌予防接種(ニューモバックスNP)の費用を一部助成します ☎①令和4年度中に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる方で、接種を受けていない方。4月に通知はがきを送付します。②60歳～65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい等を有する身体障害者手帳1級相当の方。(身体障害者手帳の提示などが必要) ※過去に接種済の方は対象外 ☎4,600円(生活保護または市民税非課税世帯の方は証明書類の提出で自己負担免除) 詳しくは、通知はがきまたは市ホームページへ ☎保険証、運転免許証、障害者手帳など(接種対象者であることの確認ができるもの) ※①の方は、通知はがきも必要 ※自己負担免除対象者は、免除対象であることを証明する書類(課税証明書は不可) ※接種後に本市から自己負担分の払い戻しはできません。 ※成人用肺炎球菌ワクチンの不足等ですぐに接種ができない場合があります

す。接種前に医療機関へ確認ください ☎感染症対策課予防接種相談電話(☎372-0700)

昨年度乳がん検診、子宮頸がん検診を受診できなかった方へ

☎本市の乳がん検診・子宮頸がん検診は、年度内に偶数年齢になる方が対象です。3月までに受診できなかった方を対象に、5月末まで受診期間を延長できる「奇数年齢特例受診許可証」(有効期限:5月31日まで)の申請を受け付けています ☎今年度奇数年齢になる女性(乳がんは40歳以上、子宮頸がんは20歳以上)で、昨年度乳がん・子宮頸がん検診を受診できなかった方。 ※対象の方のうち、今年度41歳になる方は乳がん検診、21歳になる方は子宮頸がん検診の無料クーポン券が6月末に届きますので、申請する必要はありません ☎申請書を郵送で〒862-0971中央区大江5丁目1-1健康づくり推進課へ。熊本県・市町村共同システム電子申請サービスでも申請可

※申請書は、市ホームページからダウンロード可。
(健康づくり推進課 ☎361-2145)



【対象年齢拡大】歯周病検診を受診しましょう

☎年度内に40歳、50歳、60歳、70歳になる方 ☎自己負担金(400円) ※生活保護受給世帯、市民税非課税世帯は無料(証明書の提示が必要) ☎事前に電話で検診実施医療機関へ ※詳しくは、市ホームページへ。
(健康づくり推進課 ☎361-2145)



くまもと都市圏オンライン合同就職説明会 無料

期日 4月21日(木)～23日(土)
内容 本市を含む連携中枢都市圏の企業と求職者を結ぶオンライン合同就職説明会
対象 2023年新卒者(高校生除く)、中途・転職希望者、内定取り消しを受けた方、雇止めにあった方など
詳しくは、市ホームページへ。

(しごとづくり推進室 ☎328-2377)



新型コロナウイルス感染症による失業者を雇用した事業主に雇用奨励金を交付します!

●対象(以下の全てを満たす方)
・市内の事業所において、市内在住の新型コロナウイルス感染症の影響で失業を余儀なくされた方を3か月以上雇用した事業主
・令和3年12月1日～令和4年11月30日の間に雇用を開始した事業主
※その他交付要件あり。
●交付金額 正規雇用:30万円/人、非正規雇用:15万円/人(1社あたり10人分を上限)
詳しくは、市ホームページへ。

(しごとづくり推進室 ☎328-2371)



介護・警備・運輸・建設分野に就職された方に、就職奨励金を交付します!

●対象(以下の全てを満たす方)
・本市事業所において、人手不足である職種(介護・警備・運輸・建設分野)として就職した方
・週20時間以上の勤務条件で、無期または1年以上の有期契約をされた方
・令和3年10月1日～令和4年9月30日までの間に就業を開始された方
・本市に住民票を有し、市税の滞納がない方
※令和4年新卒者は除く。その他交付要件あり。
●奨励金額
①就職後 ②3か月経過後 ③6か月経過後にそれぞれ5万円(最大15万円)
詳しくは、市ホームページへ。

(しごとづくり推進室 ☎328-2371)



18歳から「大人」に! ~若者の消費者トラブルに注意~

民法の改正により、4月1日から成年年齢が20歳から18歳に変わります。2002年4月2日～2004年4月1日生まれの方は、2022年4月1日に新成人となります。

「成人」になると親の同意を得なくても一人で契約ができるようになりますが、契約に関する知識や経験がないまま、内容をよく理解せず安易に契約を結んでしまうと、トラブルに巻き込まれる可能性があります。

消費者トラブルで困ったときは、一人で悩まず、まずは相談ください。

「消費者ホットライン」局番なしの「188(いやや)」(午前10時～午後4時)では土日祝日も相談を受け付けています。

詳しくは、市ホームページまたは消費者センター(☎353-2500 平日午前9時～午後5時)へ。



第45回火の国まつり 『おてもやん総おどり』参加団体募集!

日時 8月6日(土)午後7時～(予定)
申込 5月10日までに、申込書を郵送またはメールで〒860-8601イベント推進課へ
※申込書は火の国まつりホームページに掲載

※1団体おおよそ30人～150人程度。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、総おどりの中止や参加人数の変更をお願いする場合があります。個人や少人数で参加を希望する方に対しては、当日に飛び入り参加の受け付けを行います。

(イベント推進課 ☎328-2948)

